

広報

●あなたと市政をつなぐ情報紙●

2015年(平成27年) No.253

いせさき

7月1日号



国勢調査 10月1日
2015 9月下旬から調査員がお伺いします

得点ゲットだー

主な内容

- P2-5 赤堀中学校が新しくなりました
- P6 三郷第三土地区画整理事業換地処分に伴う
土・日曜日の窓口業務の休止
- P7 いせさき七夕まつりを開催します
- P10 6月15日の突風被害に対する支援

表紙写真：ラダーゲッター

6月7日、「市民レクリエーションスポーツ祭」で行われた「ラダーゲッター」。ロープでつながった二つのボールを、はしご(ラダー)に向かって投げ、ラダーに引っ掛かると得点になります。狙いを定めて…うまく得点できたかな？

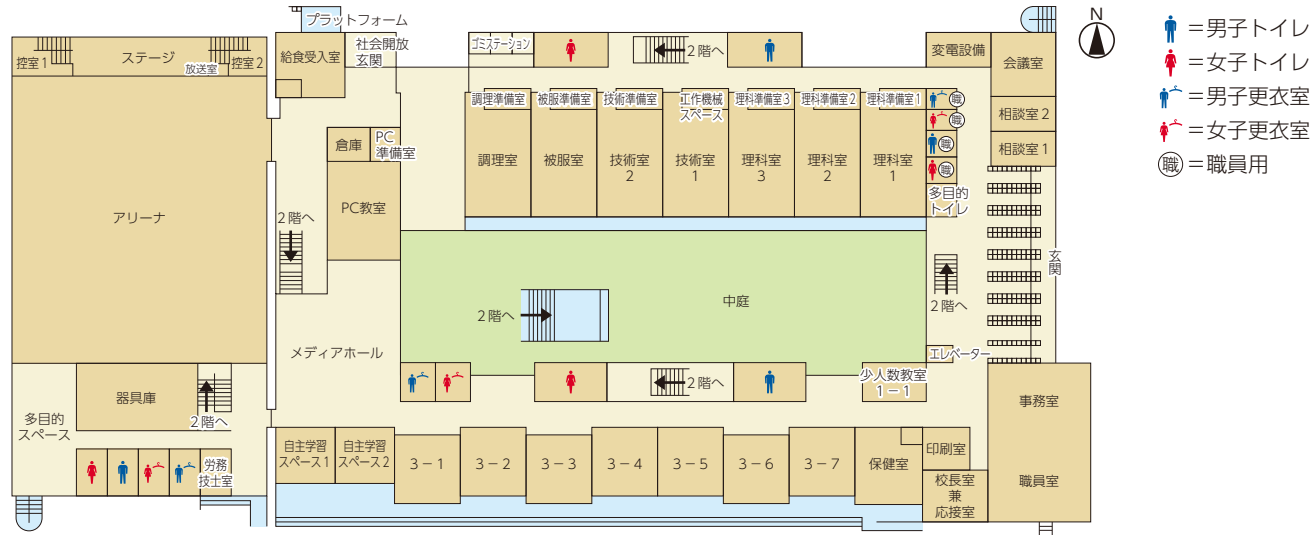
1階

理科室やコンピュータ室などの専門の教室を集約

玄関ホールは、気持ちの良い大きな吹き抜けの空間で、生徒、教職員、来校者の共用となっています。

1階には3年生の教室のほか、理科室や技術室、調理室、職員室などがあります。

図書室の役割を持つメディアホールは、各教室から移動しやすいよう、校舎の中心に造られています。歴史書や辞書、図鑑から最近話題になった小説まで、さまざまな図書をそろえているため、メディアホールに隣接した自主学习スペースは、調べ学習に最適な部屋となっています。



井上 貴夫 校長

「通ってよかった」と言われる赤堀中学校に

新校舎の広く明るい雰囲気の中、生徒たちは明るく伸び伸び過ごしています。開放的な空間が良い影響を与えているのだと思います。

赤堀中学校の生徒は、素直で人の話を良く聞き、しっかり行動できる生徒です。

生徒たちは、いろいろなことを感じる「豊かな感性」を育んでもらいたいのです。そこを土台にし、一人一人の能力に合わせて、学力を伸ばしていきたいと考えています。

新しくなった環境をフルに使い、子どもたちが安心して安全に過ごすことができ、「赤堀中学校に通ってよかった」と言ってくれるような赤堀中学校にしたいです。

新築・移転が完了した赤堀中学校で4月、新学期とともに生徒たちの新しい学校生活がスタートしました。

赤堀中学校は、子どもたちの健やかな成長と、豊かな人間性を育む環境をつくりながら、地域社会との交流を図れる学校へと生まれ変わりました。新校舎の特徴や生徒たちの学校での様子などを紹介します。

問い合わせ 学校教育課 ☎(27)2789

赤堀中学校が新しくなりました



自主学习スペース



アリーナ(体育館)

床がきれいになり、部活動で、バレーボールをしやすいになりました。



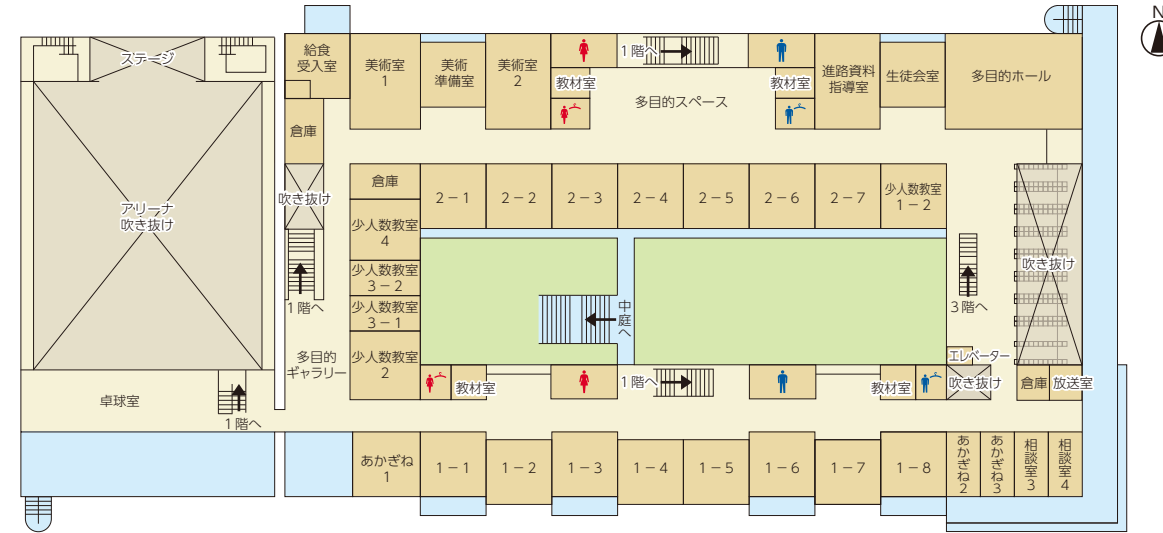
理科室 顕微鏡を使って、観察を行う生徒たち



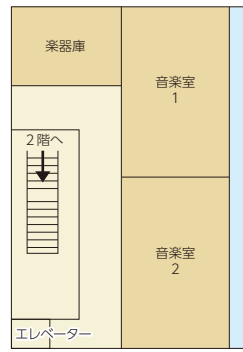
生徒同士が交流しやすい空間に

2階には、1・2年生の教室や美術室、少人数教室、生徒会室などがあります。多目的ホールは生徒の集会や学習発表などに利用することができます。教室をはじめとする建物内部の床、壁、天井、物入れやげた箱などは木材(スギ、ヒノキ、カラマツなど)を多用した造りとなっており、温もりと安らぎを感じる空間となっています。車椅子対応のエレベーターが設置され、廊下も広く設計されており、バリアフリーにも配慮しています。

2階



3階



音楽室
3階には音楽室が二つあり、隣接して楽器庫があります。



武道館
剣道場と柔道場に分かれており、武道に励む生徒の修練の場となっています。



テニスコート
全4面のコートがあり、男子・女子テニス部員が日々汗を流しています。



グラウンドほか

グラウンド
野球部やサッカー部、ソフトボール部、陸上部が同時に練習できるほど広いグラウンド。休み時間には、生徒たちの元気な声が聞こえてきます。



教室
学校生活において、教室は生徒が大半の時間を過ごす重要な場所。教室と廊下は可動式の扉で仕切られています。基本的な扉を開けたままの状態では授業を行っているため、廊下からでも授業の様子がよく分かります。



初めて見たとき、学校生活が楽しみになりました。実際に使ってみて、楽しいと実感しています。



生徒にインタビュー

生徒会の酒井宏彰君(3年)・星野風紗さん(3年)に話を聞きました。

Q 初めて新しい校舎を見たときの感想は?

酒井 「きれいな大きい校舎で学校生活を送れることを、うれしく思いました」
星野 「今までと違うきれいで大きな校舎を使うことを、うれしく感じました」

Q 新しい校舎で好きな場所はどこですか?

酒井 「メディアホールです。新しくなって広くなり、本がたくさんあるので、いろいろな本を楽しむことができるのが良いです」
星野 「テニスコートです。自分がテニス部なので、放課後などに練習で使います。備品も新しくなり、とても使いやすいです」

Q 赤堀中学校の自慢できることを教えてください。

酒井 「大きい校舎や校庭です。校舎内は木材でできている部分が多く、見た目もきれいです」
星野 「自主学習スペースです。友達からも使いやすいと好評です」

Q 新しい学校で、特に頑張りたいことはありますか?

酒井 「清掃活動です。この校舎をきれいに長く使えるようにするため、クラスの間などで協力し、意欲的に掃除に取り組んでいます。新入生にもきれいな赤堀中学校を見てもらいたいです」
星野 「私も清掃活動です。掃除の時間などは力を入れて頑張っています」



インタビューにご協力いただき、ありがとうございます。
酒井・星野 「ありがとうございます」

三郷第三土地区画整理事業換地処分に伴う 土・日曜日の窓口業務の休止 住所等変更証明書の交付

三郷第三土地区画整理事業換地処分に伴い、7月18日(土)から対象地域(安堀町・太田町のそれぞれ一部)の住所・本籍が変更になります。

問い合わせ 市民課(☎27)2727

土・日曜日の窓口業務の休止

対象地域の住所・本籍の情報の変更処理を行うため、市役所・各支所、市民サービスセンター(宮子・あずまの休日(土・日曜日))の窓口業務を休止します。

● 印鑑登録

● 住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本、身分証明書など、各種証明書の交付

● パスポートの交付

● 年金現況届の証明

● 市税の納付相談など

● 出生、死亡、婚姻などの戸籍に関する届け出は、市役所本館1階当直室で24時間、各支

所異動に関する手続き

● 窓口業務の休止期間中でも、出生、死亡、婚姻などの戸籍に関する届け出は、市役所本館1階当直室で24時間、各支

所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

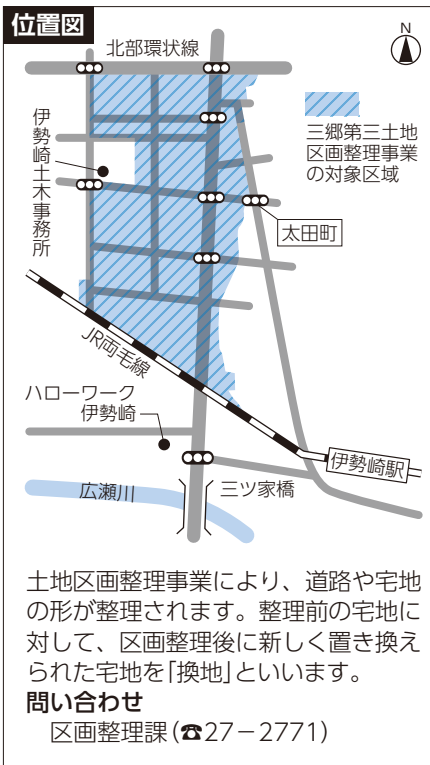
● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き

● 転入、転出、転居など、住所異動に関する手続き



土地区画整理事業により、道路や宅地の形が整理されます。整理前の宅地に対して、区画整理後に新しく置き換えられた宅地を「換地」といいます。
問い合わせ 区画整理課(☎27-2771)

いせさき七夕まつりを開催します

本年もたくさんさんの七夕飾りが会場を彩ります。七夕まつりに合わせてさまざまなイベントを行いますので、皆さんでお出掛けください。

問い合わせ 文化観光課(☎27)2759

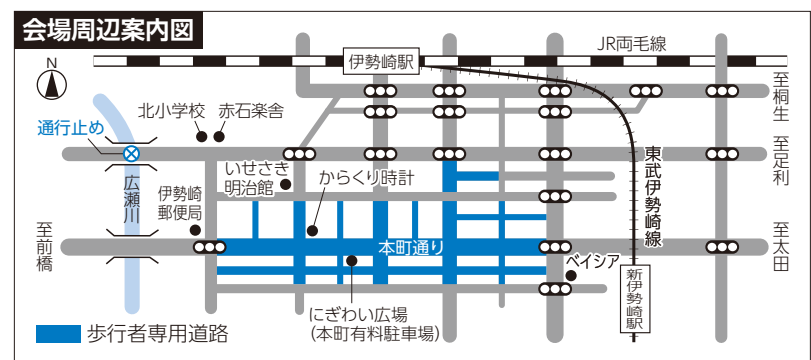
にぎわい広場のイベント

● 18日(土) 午後1時～5時
● 19日(日) 午後1時～4時
● 内容 子ども体験教室(フェイスペイント、木工クラフト、まゆクラフトなど)
● キャラクターがやってくる!(群馬県のマスコット・ぐんまちゃん、いせさきもんじやマスコットキャラクター!もじゃろー)

● 折り紙短冊作り
● スライダー遊具
問い合わせ 市民活動課(☎6712)
※スライダー遊具は文化観光課(☎27)2758



● 絵本の読み聞かせライブ
● トランプとハンカチの手工品
● ユニカールの体験
● ラフターヨガ
● 出張まゆドーム(色が変わるビーズ、バルーンアート)
問い合わせ 生涯学習課(☎27)2794



対象地域にお住まいの人の 手続き

「顔写真入りの住民基本台帳カード・在留カードなどを持っている人」
本人が市民課・各支所住民福祉課にカードを持ってきてください。裏面に新しい住所を記載します。

「住所等変更証明書の交付」
7月20日(祝)に、「住所等変更証明書」を1人につき2枚、世帯主宛てに発送します。運転免許証の住所変更の手続きなど、市役所以外で住所・本籍の変更の手続きをする場合に利用してください。

「住所等変更証明書」が3枚以上必要な人には、7月21日(火)から市民課、各支所住民福祉課、市民サービスセンター(宮子・あずま)まで無料で交付します。詳しくは問い合わせください。

まちなかの賑わいづくり 第一弾 夏の賑わい まちなか子ども絵画展

伊勢崎駅南口の商業施設、ベイシアスーパーマーケット伊勢崎駅前店の一角にオープンした伊勢崎駅前インフォメーションセンターを主な会場に、四季折々のイベントによるまちなかの賑わい創出に向けて、「伊勢崎の四季・まちなか賑わい創出事業」が始まります。

問い合わせ 都市開発課(☎21)7490

夏の賑わい まちなか子ども絵画展を開催

伊勢崎の四季・まちなか賑わい創出事業の第一弾として、夏の賑わい「まちなか子ども絵画展」を開催します。「ほく

のすきなもののわたしのすきなものをテーマに、市立幼稚園10園の園児による、発想豊かで力の込められた作品を展示します。皆さんぜひお越しください。

※商業施設の駐車場を利用できます。90分まで無料です
期間・内容
● 7月21日(火)から8月9日(日)までII紅グループ(第一殖蓮・三郷・名和・あかぼり幼稚園の園児)の作品展
● 8月11日(火)から30日(日)までII白グループ(南・茂呂・宮郷・豊受・あずま幼稚園の

園児)の作品展
※いずれも月曜日は休館です
時間 午前9時～午後5時
入場料 無料
今後の事業予定
● 秋の賑わい「まちなか高校生フェスタ」(11月上旬)
● 冬の賑わい「まちなかイルミネーション」(11月中旬から平成28年1月中旬)
● 春の賑わい「まちなか華フェスタ(オープン1周年記念)」(平成28年2月下旬から3月下旬)

イベント開催日以外の施設の利用方法などについては、都市開発課または伊勢崎駅前インフォメーションセンター(☎61)8008)に問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険 保険料の納付を忘れずに

国民健康保険(国保)の納税通知書と、後期高齢者医療制度・介護保険の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料は、定められた納期限までに納めましょう。

問い合わせ

● 国保課 II 国民健康保険課(☎27)2736

● 後期高齢者医療保険料 II 年金医療課(☎27)2739

● 介護保険料 II 介護保険課(☎27)2742

※各支所住民福祉課でも問い合わせを受け付けます

納付の方法・納期

保険料(料)の納付方法には、口座振替や納付書で納付する普通徴収と、年金からあらかじめ差し引いて納付する特別徴収があります。普通徴収の納期は左表のとおりです。特別徴収の納期は年金支給月(年6回)と同じです。

支払いに困ったときは

災害など特別な事情で一時的に保険料(料)が支払えない場合、分割納付や一定期間の納付猶予、減免などを受けられることがあります。支払いに困ったときは相談してください。

保険料(料)の納付など 総合相談窓口を開設します

期間 7月16日(木)から25日(土)まで
※7月18日(土)から20日(祝)までは除きます
時間 午前8時30分～午後5時15分
会場 市役所本館1階特設会場
保険税(料)普通徴収の納期

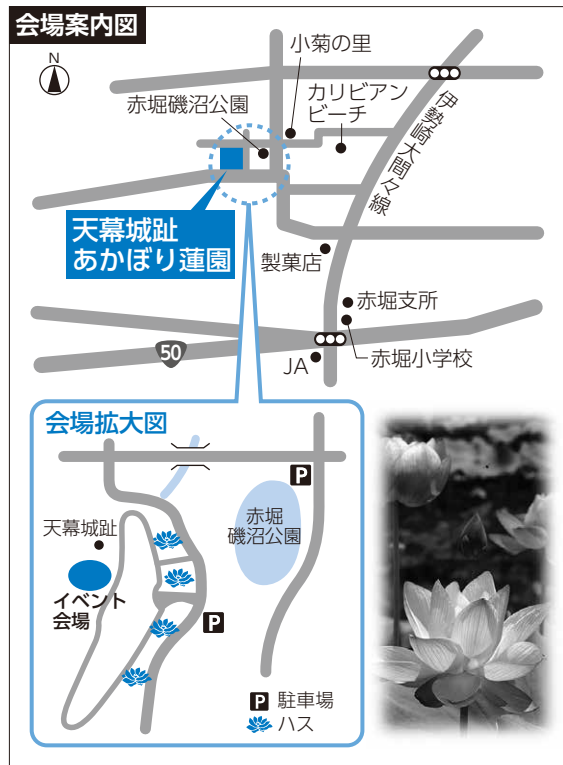
納期	納期限
1期	7月31日(金)
2期	8月31日(月)
3期	9月30日(水)
4期	11月2日(月)
5期	11月30日(月)
6期	12月25日(金)
7期	平成28年 2月1日(月)
8期	2月29日(月)

天幕城址あかぼり蓮園まつり2015

あかぼり蓮園では、7月上旬から8月中旬にかけてハスの花を楽しむことができます。白やピンクの大輪の花が早朝から咲き始め、午前中に見頃となります。ハスの開花に合わせて、イベントを開催します。

問い合わせ 赤堀経済振興室 ☎(62)9791・☎(62)1151

会場 あかぼり蓮園
内容 赤飯、かき氷などの無料配布(先着順)
入場料 無料
「フラワーアート教室」
定員 50人(先着順)
内容 ハスを使ってフラワーアートを作ります
参加料 300円(材料費)
 ※参加者には手拭いをプレゼントします
雨天決行
時間 午前9時～11時30分



市営住宅の入居者を募集します

入居には市税の滞納がないこと、所得制限などの条件があります。申し込みの前に住宅課、または市ホームページで詳細を確認してください。募集内容は変更になることがあります。

必要書類を用意する期間を考慮して、余裕を持って申し込みください。
募集期間 7月14日(火)まで
 ※土・日曜日は除きます
時間 午前8時30分～午後5時15分
申し込み・問い合わせ 住宅課 ☎(27)2764

申し込み多数の場合は抽選会を行います
期日 7月26日(日)
時間 午前9時10分開始
会場 市役所東館5階第1会議室

対象世帯の説明
 ●子育て世帯＝夫婦と就学前の子どもがいる世帯、または婚姻から3年を経過せず、夫婦の年齢の合計が70歳以下の世帯
 ●母子世帯＝現在婚姻していない昭和31年4月2日以降に生まれた母と未成年の子どもだけの世帯
 ●単身者世帯＝昭和31年4月1日以前に生まれた人など
 ●高齢者世帯＝昭和31年4月1日以前に生まれた人で2人以上の世帯(子どもがいる場合は18歳未満に限りません)
 ●障害者世帯＝障害者がいる2人以上の世帯
 ●一般世帯＝中堅所得者世帯(収入月額が15万8,000円から48万7,000円までの世帯)に該当しない、2人以上の世帯

※県営住宅の応募書類も住宅課にあります

入居者を募集する市営住宅一覧

住宅名	対象世帯	募集戸数
昭和住宅	一般世帯	1戸
茂呂島住宅	子育て世帯	2戸
	母子世帯	2戸
	単身者世帯	2戸
豊城西住宅	一般世帯	1戸
	母子世帯	1戸
	単身者世帯	1戸
	高齢者世帯	1戸
豊城北住宅	一般世帯	1戸
	障害者世帯	1戸
羽黒住宅	一般世帯	1戸
	子育て世帯	2戸
	母子世帯	2戸
高田住宅	一般世帯	1戸
	単身者世帯	1戸
山王住宅	子育て世帯	1戸
	母子世帯	1戸
	単身者世帯	1戸
太田住宅	子育て世帯	1戸
	母子世帯	1戸
波志江住宅	単身者世帯	1戸
	高齢者世帯	1戸
今泉住宅	一般世帯	1戸
	一般世帯	1戸
平和住宅	一般世帯	1戸
境下武士住宅	子育て世帯	1戸
境熊野前住宅	母子世帯	1戸
境の前住宅	単身者世帯	1戸
境保泉住宅	単身者世帯	1戸
境百々第1住宅	子育て世帯	1戸
	単身者世帯	1戸
タワー花の森住宅	子育て世帯	1戸

福祉医療制度を知っていますか

福祉医療制度は、加入する健康保険で医療機関などを受診したときに、医療費の自己負担額を市が負担する制度です。福祉医療費の支給を受けるためには、申請が必要です。

問い合わせ 年金医療課 ☎(27)2740・各支所住民福祉課

福祉医療制度の認定には申請が必要です

福祉医療制度の対象は、下表のとおりです。資格要件を満たす人で福祉医療の認定をまだ受けていない人は、申請してください。申請は年金医療課・各支所住民福祉課で受け付けています(既に認定を受けている人は申請の必要はありません)。

対象者には「福祉医療費受給資格者証」または「福祉医療費受給資格者承認通知書」が交付され、医療機関などで保険証などと一緒提示することで、自己負担額が無料になります。

福祉医療の認定日

- 出生の場合 出生の日から
- 県内のほかの自治体から転入した場合 転入の日から
- 転入の日から14日以内に交付状況証明書を持って申請する

こんなときは届け出を

- 健康保険の種類が変わった
- 住所や氏名が変わった
- 対象者が死亡した
- ひとり親が婚姻をした
- 事実婚を含みます
- 障害の等級などが変わった
- 受給資格者証を紛失・汚損した

母子・父子家庭、重度心身障害者(高齢重度障害者)の受給資格者証を更新します

新しい受給資格者証を7月下旬に郵送します。8月1日(土)からは新しい受給資格者証を使用してください。前年の所得状況が分らず更新が

福祉医療費の支給方法

「県内の医療機関で受診する場合」

福祉医療費受給資格者証などを、保険証と一緒に医療機関の窓口で提示して受診してください。自己負担額が無料になります。

※医療費が高額になった場合や自費分がある場合などは、一部支払いが生じることがあります

医療費の自己負担額を医療機関の窓口で支払ってください。後日、年金医療課・各支所住民福祉課で申請すると、窓口で支払った自己負担額が支給(払い戻し)されます。

適正な受診にご協力を

福祉医療制度で掛かった医療費は、皆さんの税金で支払われています。早期の受診・治療を心掛け、頻回受診を避けるなど、適正な受診にご協力をお願いします。

福祉医療制度 資格要件

対象者	資格要件	申請に必要な物
子ども	15歳になる誕生日以後の最初の3月31日までの子ども ※4月1日生まれは15歳になる誕生日の前日まで	保険証・印鑑
①母子・父子家庭 ②父母のいない子ども	①18歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭 ②父母のいない18歳未満の子ども ※①②とも、18歳になる誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳になる誕生日の前日まで	保険証・印鑑・親の戸籍謄本(本籍が市外の人)・所得税の課税状況が分かる書類(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)・結婚していない証明(外国籍の人)
重度の障害者	身体障害者手帳1級または2級の人	保険証・印鑑・身体障害者手帳
	障害年金1級の人	保険証・印鑑・年金証書
	特別児童扶養手当1級または2級の人	保険証・印鑑・特別児童扶養手当証書または認定通知書および有期認定通知書
	療育手帳判定Aの人 障害年金1級程度の障害で障害年金を受給できない人	保険証・印鑑・療育手帳 保険証・印鑑・所定の診断書
精神疾患での受診者	通院	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に該当し通院している人 保険証・印鑑・自立支援医療受給者証
	入院	精神保健指定医により入院加療の必要があると診断された人で、本人、配偶者および世帯主の市民税の合計額が23万5,000円未満の人 保険証・印鑑・所定の医師の意見書・以前に精神入院で認定されていた場合は退院証明書などの退院日が確認できる物・左記に記載されている人の市町村民税の課税状況が分かる書類(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)

竜宮浄水場施設見学会 水道のしくみを楽しく学びました



スタンプラリーでクイズに挑戦



調整塔の上からの景色を楽しみました



浄水場の役割について説明を受けました

6月7日、水道週間の一環として「竜宮浄水場施設見学会」が行われました。高さ35メートルの調整塔やポンプ室、停電しても水を配れるように設置された非常用発電機など、浄水場のさまざまな施設が公開され、親子連れなど多くの方が見学に訪れました。

職員による説明や展示などに併せて、水道の仕組みを学ぶスタンプラリーも行われ、参加者はクイズに答えながら水道水がどうやって作られるのかを学びました。

環境の日のイベント 環境を守るために



ゴーヤやアサガオの苗を配布しました

6月5日、市役所東館市民ホールで「環境の日のイベント」が開催されました。イベントではゴーヤとアサガオの苗やエコグッズ、エコドライブステッカーの配布などが行われました。グリーンカーテンの育て方講座では熱心に耳を傾ける来場者も多く、環境について考える良い機会となりました。

市民レクリエーションスポーツ祭 みんなで楽しみました



新種目 タスポニー

6月7日、華蔵寺公園運動施設とその周辺を会場に「市民レクリエーションスポーツ祭」が開催されました。ことしは、手でスポンジ製のボールを打ち合う「タスポニー」を新たに加え、全16種目を実施。子どもから大人まで幅広い世代の人が参加し、レクリエーションスポーツで気持ち良く汗を流しました。

6月15日の突風被害に対する支援

補助金・見舞金を交付します

6月15日に発生した突風により、住宅に被害があり補修を行った人に補助金を、車庫・カーポートに被害があった人に見舞金を交付します。

突風被害により家庭で発生した瓦、ガラス、ブロックを、清掃リサイクルセンター21で無料で受け入れています。赤堀地区の人は、桐生市清掃センターでも受け入れます。

問い合わせ

- 清掃リサイクルセンター21 (☎32-3166)
- ※桐生市清掃センターへの持ち込みについての問い合わせは赤堀支所庶務課 (☎62-9790)

住宅の補修費の30%を補助

対象 市内に住民登録があり、住宅を所有し、居住している住宅が損壊し、補修費用が10万円以上掛かった人

金額 補修費(消費税を含む)の30%
※1,000円未満は切り捨てとし、補助金の上限額は20万円です

被害届の提出

補助金の申請には、事前に被害届の提出が必要です。

次の期間内に被害届を提出してください。

期間 7月7日(火)から8月31日(月)まで

※土・日・祝日は除きます

時間 午前9時～午後5時

提出先 市役所管財課・各支所庶務課

用意する物

- 被害届(区長の証明がある物)

住宅屋根等補修費補助金

問い合わせ 管財課(☎24-5111・内線2304)

- 被害状況が分かる写真
- 見積書(工事内容が分かる物)
※被害届は市役所管財課、各支所庶務課、各町内の区長宅にあります。市ホームページからダウンロードもできます
- 郵送で提出する場合** 〒372-8501 (住所不要)
市役所管財課に必要書類を送付してください
※8月31日(月)消印有効

補助の対象 屋根、外壁、窓ガラス、雨どい、テラス、ベランダ、下屋など

補助の対象外 アンテナ、エアコン、換気扇、給湯器、立木、外構、門扉、架台設置型太陽光パネルなど

補修工事終了後、9月1日(火)から12月25日(金)までに補助金の申請をしてください。補助金は後日、申請者の口座への振り込みとなります。詳細は被害届の提出時(郵送の場合は提出後)にお知らせします。

車庫などの被害に2万円を支給

車庫・カーポート被害見舞金

問い合わせ 管財課(☎24-5111・内線2304)

対象 市内に住民登録があり、所有・居住している住宅の車庫やカーポートが破損し、撤去が必要な人
※駐輪場・物置は申請の対象になりません
※今回の突風による被害であれば、既に撤去などを終了した場合でも申請できます

金額 1世帯当たり2万円

支払方法 被害届の提出時に現金で支給します

申し込みの受け付け

期間 7月7日(火)から8月31日(月)まで

※土・日・祝日は除きます

時間 午前9時～午後5時

会場 市役所管財課・各支所庶務課

用意する物

- 被害届(区長の証明がある物)
- 被害状況が分かる写真
- 印鑑(朱肉を使う物)
- 本人確認ができる物(運転免許証、健康保険証など)
※被害届は市役所管財課、各支所庶務課、各町内の区長宅にあります。市ホームページからダウンロードもできます

農業用施設の被害に5万円を支給

問い合わせ 農政課(☎27-2757)

対象 農業用ハウスに100㎡以上の被害、または畜舎などに10万円以上の被害があった市内の農家
※物置・農機具格納庫は申請の対象になりません

金額 1世帯(農家)当たり5万円

支払方法 被災証明願の提出後、確認し、現金で支給します

※被災証明願は市役所農政課、各支所経済振興室にあります。市ホームページからダウンロードもできます

申し込みの受け付け

期間 7月1日(水)から7月31日(金)まで

※土・日・祝日は除きます

時間 午前9時～午後5時

会場 市役所農政課・各支所経済振興室

用意する物

- 被災証明願
- 被害状況が分かる写真
- 印鑑(朱肉を使う物)
- 本人確認ができる物(運転免許証など)

情報掲示板

- 伊勢崎市役所 ☎0270-24-5111
 - 赤堀支所 ☎0270-62-1151
 - あずま支所 ☎0270-62-1311
 - 境支所 ☎0270-74-1111
- 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- 災害情報案内(24時間) ☎0180-99-2999
 - 救急テレホンサービス(24時間) ☎0270-23-1299

り災証明書を発行します

問い合わせ 安心安全課(☎27-2706)

突風や大雨による被害の補償を受けるため、保険会社に請求を行う場合に必要「り災証明書」を、安心安全課・各支所庶務課で発行します。



期日・時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

用意する物

- 申請書 ※申請書は安心安全課、各支所庶務課にあります。市ホームページからダウンロードもできます
- 印鑑(朱肉を使う物)
- 被害を受けた部分の写真

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族への対応を学び、地域で見守り支え合う、認知症サポーターの養成講座です。講座では、DVD上映や寸劇を交え、認知症の症状や対応などを分かりやすく説明します。受講後には認知症サポーターの証し、オレンジリングを配布します。

期日・会場

- 7月23日(木) = 宮郷公民館
- 7月28日(火) = 隣保館
- 7月29日(水) = 豊受公民館
- 8月25日(火) = 境公民館
- 8月26日(水) = あずま公民館
- 8月27日(木) = 赤堀公民館



▲オレンジリング

いずれも

時間 午前10時～11時30分

対象 市内に在住または在勤・在学の人

申し込み・問い合わせ 直接または電話で地域包括支援センター(☎27-2745)



あなたも認知症サポーターになるう!

群馬県が策定する「県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、都市計画案が5月22日付けで都市計画決定されました。関係図書は県都市計画課(前橋市)、伊勢崎土木事務所(安堀町)、市都市計画課で縦覧できます。

県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画課(☎27)2766

収蔵資料の消毒のための臨時休館します

赤堀歴史民俗資料館(☎63)0030

期間 7月25日(土)から28日(火)まで

※休館中の問い合わせは文化財保護課(☎75)6672へ

サマージャンボ宝くじ 一等・前後賞合わせて7億円 同時発売サマージャンボ3億7000万円

企画調整課(☎27)2707

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために使われます。県

水道メーター・止水栓の調査を実施

給水課(☎30)1230

水道の給水装置の安全管理と、水を有効に利用するための資料を作成することを目的として、給水区域全域の個人宅の水道メーター類や、道路上の止水栓などの調査を行います。調査の際、調査員は身

傍聴しませう! 教育委員会全議定例会

教育委員会総務課(☎27)2785

期日 7月17日(金)

時間 午後2時開始

会場 教育研究所

定員 7人(先着順)

申し込み 当日午後1時30分から1時50分までに直接会場へ

いせさき情報メールに登録を!

気象、避難勧告・指示などの防災情報や地域の防犯情報などを、いせさき情報メールとして配信しています。災害時には、防災無線や広報車などの緊急放送が聞き取れないこともあります。いざというときに確実に情報を得られるよう、いせさき情報メールに登録をしておきましょう。

登録の方法 携帯電話で次のメールアドレスに空メールを送信してください。

t-isesaki@sg-m.jp

問い合わせ 安心安全課(☎27-2706)



介護サービス利用時には負担割合証の提示を

介護保険課(☎27)2743

要支援・要介護認定を受けている人全員に、介護サービスなどの利用者負担の割合を

期日	会場
7月14日(火)	北公民館
7月15日(水)	あずま公民館
7月16日(木)	豊受公民館
7月17日(金)	南公民館
7月23日(木)	三郷公民館
7月24日(金)	殖蓮公民館
7月27日(月)	宮郷公民館
7月28日(火)	境公民館
7月29日(水)	茂呂公民館
7月30日(木)	赤堀公民館
8月3日(月)	名和公民館

お知らせ

第2期地域福祉計画 地区別説明会を開催します

社会福祉課(☎27)2748

地域の課題に対応し、地域福祉を推進するための第2期地域福祉計画について、地区別説明会を開催します。社会福祉協議会の第2期地域福祉活動計画についても併せて説明します。

期日・会場 左表のとおり

低所得者の介護施設利用時の食費・居住費を補助

介護保険課(☎27)2743

所得や預貯金などの資産が少ない人に対して、介護施設の入所費用などのうち食費と居住費の一部を介護保険が補助しています。補助を受けるには申請が必要です。所定の申請書に必要事項を記入の上、通帳などの写し、金融機関などへの預貯金照会の同意書を添付して、介護保険課・各支所住民福祉課で手続きをしてください。新しい負担限度額認定証の有効期間は、8月1日(土)から平成28年7月31日(日)までです。

※平成26年度負担限度額認定を受けている人には、6月下旬に申請書を郵送しています

高額介護サービス費などの限度額の一部が変わります

介護保険課(☎27)2743

8月から、課税所得が145万円以上の人(現役並み所得に相当する人)は、介護サービスなどを利用した際の自己負担の限度額が、月額3万7200円から4万4400円に引き上げられます。

課税所得が145万円以上の場合でも、同一世帯内の第1号被保険者(65歳以上の)の収入が、単身の場合で383万円未満、2人以上で520万円未満の場合は、申請すれば自己負担の限度額が3万円に引き上げられます。

後期高齢者医療制度 被保険者証の更新と自己負担額などの減額認定証

新しい後期高齢者医療被保険者証(茶色)を7月中旬(7月に換地処分となる三郷第三土地区画整理事業の区域の対象者については7月下旬)に郵送します。8月1日(土)からは新しい被保険者証を使用してください。

後期高齢者医療の被保険者で市・県民税非課税世帯の人は、申請すると医療費の自己負担額や入院したときの食事代などが減額されます。対象者には限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

現在、減額認定証を持っている人で、本年度も引き続き交付対象となる人は、減額認定証を新しい被保険者証と一緒に送付しますので、申請は不要です。

問い合わせ 年金医療課(☎27-2739)・各支所住民福祉課

群馬県動物愛護センター開設 環境保全課(☎27)2733

7月1日(水)、群馬県動物愛護センターが玉村町に開設されました。伊勢崎保健福祉事務所で行っていた次の業務を、同センターで行います。

- 犬の捕獲・返還
- 犬猫の引き取り・相談
- 動物取扱業の登録
- 動物飼養許可

●特定動物飼養許可

問い合わせ 県動物愛護センター(佐波郡玉村町樋越30番地7、☎75)1718

SNSで市政情報を発信中

市ではSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を使って、市政情報を発信しています。スマートフォンや携帯電話などで、手軽にイベントや観光の情報を得ることができます。災害などの緊急時には、避難情報など必要な情報を発信します。ぜひ活用してください。
問い合わせ 広報課(☎27-2711)



Facebook(フェイスブック)でいいね!

伊勢崎市 フェイスブック

Twitter(ツイッター)をフォロー

伊勢崎市 ツイッター

道路にはみ出た樹木の枝払いをお願いします

樹木の繁茂する季節を迎えています。生け垣や庭木の枝葉などで、信号や道路標識、カーブミラーが隠れたり、道路の見通しが悪くなったりしていませんか。道路上にはみ出た樹木は、通行の障害になるばかりでなく、大きな交

通事故を引き起こしかねません。家の周辺の樹木の様子を点検し、道路にはみ出た枝は、早めの剪定をお願いします。

問い合わせ
 道路維持課(☎27-2761)



▲こうなる前に剪定を

人権のまちづくり講演会

期日 8月22日(土)
時間 午後1時30分～4時
会場 市民プラザ
定員 400人(先着順)
内容 講演会と人権啓発ビデオの上映を行います



蓮池薫さん

【講演会】
演題 夢と絆
講師 蓮池薫さん(新潟産業大学経済学部准教授)
入場料 無料
 ※入場整理券が必要です。入場整理券は7月22日(水)から人権課、隣保館、各支所庶務課、市民プラザで配布します
問い合わせ 人権課(☎27-2730)

講座

あずま公民館(☎62-0115)
期日 7月29日・8月12日・19日の水曜日(全3回)
時間 午前9時30分～11時30分
会場 あずま公民館
対象 市内の小学生
定員 20人(先着順)
参加料 300円(材料費)
申し込み 7月8日(水)から参加料を添えてあずま公民館へ

陶芸教室
北公民館(☎25-4547)
期日 7月18日(土)・19日(日)(全2回)
時間 午前9時30分～11時30分
会場 北公民館
対象 市内に在住または在勤・在学の小学生以上の
定員 20人(先着順)
内容 皿や茶碗、好きな形の器などを作ります

夏休み子ども絵画教室
北公民館(☎25-4547)
期日 7月21日(火)・22日(水)(全2回)
時間 午前10時～正午
会場 北公民館
対象 市内に在住または在学の小・中学生
定員 20人(先着順)
参加料 無料
申し込み 7月13日(月)午前9時から直接または電話で北公民館へ

地域の学校開放講座
初心者のためのパソコン入門
生涯学習課(☎27-2794)
期日 8月24日(月)・25日(火)(全2回)
時間 午前9時～午後4時
会場 伊勢崎商業高校(波志江町)
対象 市内に在住または在勤・在学のパソコン初心者
定員 20人(抽選)
参加料 2000円(教材費)
申し込み 往復はがきに住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入の上、伊勢崎商業高校「地域の学校開放講座」係へ

子どもおもちゃ作り教室
茂呂公民館(☎25-2671)
期日 7月29日(水)
時間 午後1時30分～3時30分
会場 茂呂公民館
対象 市内の小学1年生から4年生
定員 20人(先着順)
内容 木と針金を使っておもちゃを作ります

要約筆記講習会

障害福祉課(☎27-2753)
期日 8月5日から9月2日までの水曜日(全5回)
時間 午後1時30分～3時30分
会場 市役所東館5階第2会議室ほか
対象 市内に在住または在勤・在学の人
定員 20人(先着順)
内容 聴覚障害者への要約筆記の基礎知識を学びます
参加料 無料
申し込み 7月8日(水)から

24日(金)までに電話で障害福祉課へ

初歩から始める英会話教室

南公民館(☎26-8333)
期日 7月27日から8月17日までの月曜日(全4回)
時間 午後1時30分～3時
会場 南公民館
対象 市内に在住または在勤・在学の人
定員 20人(先着順)
参加料 無料
申し込み 7月10日(金)午前9時から直接または電話で南公民館へ

アウトドア体験学習

親子木工教室
市民活動課(☎61-6712)
期日・会場
 ①8月8日(土) 赤堀体育館
 ②8月23日(日) あずま公民館
時間 午前9時30分～正午
対象 市内の小学生
定員 各40人(先着順)
参加料 300円(材料費)
申し込み ①は7月8日(水)の午前9時から直接または電話で赤堀支所庶務課(☎62-790)、②は7月21日(火)の午前9時から直接または電話であずま公民館(☎62-0115)へ

男性限定IT講習

赤堀公民館(☎62-1153)
期日 7月28日(火)から31日(金)まで(全4回)
時間 午前9時～正午
会場 赤堀公民館
対象 市内に在住または在勤・在学の18歳以上の男性で、パソコンを使って文字の入力ができる人
定員 10人(先着順)
内容 ワードの基礎

相談

青少年お悩み面接相談会
青少年指導センター(☎27-8060)
期日 7月21日(火)から24日(金)まで
時間 午後1時～5時
会場 青少年指導センター(併の郷内)
対象 おおむね20歳くらいまでの青少年または保護者
申し込み 事前に電話で青少年指導センターへ

法務局の登記相談
人権課(☎27-2730)
 法務局では、不動産登記(土地・建物の相続登記や抵当権抹消登記など)の申請手続きについて、相談に応じています。7月から、電話で相談の予約ができるようになりました。
問い合わせ 前橋地方法務局 伊勢崎支局(☎25-0758)

手作り絵本教室

期日 7月30日(木)・8月6日(木)
時間 午前9時30分～11時30分
会場 あずま公民館
対象 市内の小学生



世界に一つだけの絵本を作りませんか

※小学2年生以下の子どもは保護者と一緒に参加してください
定員 各日12人(先着順)
内容 世界で1冊の絵本と絵本の入る宝物入れを作ります
参加料 500円(材料費)
申し込み・問い合わせ 7月9日(木)から参加料を添えてあずま公民館(☎62-0115)

夏休み子ども粘土(パルプ)教室

南公民館(☎26-8333)
期日 7月29日(水)・30日(木)(全2回)
時間 午前9時30分～正午
会場 南公民館
対象 市内の小学生
定員 20人(先着順)
参加料 330円(材料費)
申し込み 7月16日(木)午前9時から直接または電話で南公民館へ

休日の漏水などの緊急連絡先

道路上から水道メーターまでの間に漏水を発見した場合は、竜宮浄水場(☎24-1760)または下記の指定工事店に連絡してください。

- 7月18日(土) 高岸設備工業 ☎25-7278
- 7月19日(日) 亀田建設 ☎62-1852
- 7月20日(祝) 小倉設備興業 ☎25-2915
- 7月25日(土) 須田設備工業 ☎62-2349
- 7月26日(日) 小林保全設備 ☎24-1155



次の地域の連絡先は、以下のとおりです。

- 境島村の利根川右岸地域(本庄市給水区域) = 本庄市水道課(☎0495-22-2151)
- 境平塚の利根川右岸地域(深谷市給水区域) = 深谷市水道工務課(☎048-577-7529)

児童センター夏まつり
 子育て支援課(☎27-2750)
 期日 7月16日(木)
 時間 午後6時～7時30分
 会場 児童センター
 内容 盆踊り、ゲーム、模擬店など

おやこ夏休み社会科見学 自然観察&工場見学の旅
 南公民館(☎2688333)
 期日 8月5日(水)
 時間 午前8時南公民館集合・出発
 ※午後4時帰着予定
 行き先 富士重工業矢島工場、AGF関東コーヒー工場、ぐんまこどもの国(太田市)
 対象 市内の小学生とその保護者
 定員 30人(先着順)
 参加料 200円(保険料など)
 申し込み 7月13日(月)午前9時から直接または電話で南公民館へ

風蘭展
 文化観光課(☎27-2758)
 期日 7月11日(土)・12日(日)
 時間 午前9時～午後5時
 会場 北公民館
 問い合わせ 伊勢崎市蘭蕙愛好会(☎240902・吉沢)

伊勢崎工業高校ものづくり体験教室 東雲夢工房
 生涯学習課(☎27-2794)
 期日 7月31日(金)
 時間 午前9時～正午
 会場 伊勢崎工業高校(中央町)
 対象 市内の小学生
 内容・定員
 ● お絵かきでキーホルダーをつくろう(15人(先着順))
 ● ガラスコップに絵を描こう(15人(先着順))
 参加料 500円(材料費・保険料)
 申し込み・問い合わせ 7月13日(月)から17日(金)までの午前9時から午後5時までに電話で伊勢崎工業高校(☎250452・空井)

この夏は、公園でバーベキューなんていかがですか？

市内の公園4カ所で、バーベキューを楽しむことができます。利用希望日の前月から(子供のもり公園伊勢崎は6カ月前から)申し込みができます。

- バーベキューができる公園**
- ① いせさき市民のもり公園
バーベキュー炉15基
 - ② ラブリバー親水公園うぬき
バーベキューサイト20カ所
 - ③ 平塚公園
バーベキュー炉4基
バーベキューサイト4カ所
 - ④ 子供のもり公園伊勢崎
バーベキュー炉15基

利用できる期間 毎年3月20日から11月30日まで
利用時間 午前10時～午後4時
 ※後片付けの時間を含みます
注意事項
 ● 鉄板、焼き網、炭、ごみ袋などは各自用意してください
 ● バーベキューサイトには炉がありません。市販のバーベキューコンロを用意してください
 ● ごみや食べ残しは必ず全て持ち帰ってください

空き状況の問い合わせ・利用の申し込み
 設備の空き状況は電話で確認できますが、申し込みの際は、直接問い合わせ先窓口で手続きをしてください。
 ①② いせさき市民のもり公園・ラブリバー親水公園うぬき = いせさき市民のもり公園管理事務所(☎20-3333)
 ③ 平塚公園 = 境支所 境道路対策室(☎74-0568)
 ④ 子供のもり公園伊勢崎 = まゆドーム(☎31-3778)

赤堀せせらぎ公園バーベキュー広場は6月15日の突風被害のため利用を中止しています

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針(案)パブリックコメント手続の結果を公表

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針(案)に関するパブリックコメント手続の結果と、提出された意見に対する教育委員会の考え方を、教育委員会総務課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、市ホームページで公表しています。
問い合わせ 教育委員会総務課(☎27-2785)

市民ホール ランチタイムコンサート

市民の皆さんが気軽に音楽を楽しめる、ランチタイムコンサートを開催します。
 ※座席を80席用意します。立ち見もできます
期日 7月22日(水)
時間 午後0時15分～0時45分
会場 市役所東館1階市民ホール
内容 ピアノ演奏
入場料 無料
問い合わせ 行政課(☎27-2702)



募集

子ども・子育て会議の公募委員を募集します
 子育て支援課(☎27-2750)
 4月から子ども・子育て支援法などに基づいた子ども・子育て支援新制度がスタートしました。本市では、家庭の状況や需要に応じた支援を行うため、伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画を3月に策定しました。
 この計画の進行管理をはじめ、本市の子ども・子育て支援に関する施策の推進などを審議する伊勢崎市子ども・子育て会議の委員の任期満了に伴い、新しい委員を募集します。
 会議は平日の昼間に開催し、本年度は全3回を予定しています。会議の際は託児ができません。報酬は市の規定により支給します。
委嘱期間 委嘱された日から2年間
対象 0歳から小学生までの子どもの保護者で、市内に1年以上在住している20歳以上の人の人
定員 2人
申し込み 申込書に必要事項

ぐんま緑の県民基金 平成27年度対象事業2次募集
 環境保全課(☎27-2733)
 県では「ぐんま緑の県民基金」を、県内の森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくための事業に活用しています。この基金を利用して、市内で森林整備活動などに取り組み団体の活動費用の一部を補助します。
対象 NPO法人やボランティア団体などが市内で行う事業で、荒廃した里山・平地林の整備、貴重な自然環境の保

を記入の上、子育てに関する600字程度の小論文を添付し、直接または郵送で子育て支援課へ
 ※申込書は子育て支援課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、各公民館、各児童センター、各児童館、各保健センター、市民サービスセンター、宮子・あずまにあります。市ホームページからダウンロードもできます
 ※応募の内容を基に選考し、結果は書面で応募者全員に郵送します
宛先 〒372-18501 (住所不要) 市役所子育て支援課
締切日 7月24日(金)必着

いせさきまつりオープンニングパレード出場団体募集
 文化観光課(☎27-2759)
 8月8日(土)のいせさきまつりで、オープンニングを飾るパレードに参加する団体を募集しています。
申し込み・問い合わせ 7月10日(金)までに伊勢崎商工会議所青年部(☎24-2211)

群馬ダイヤモンドペガサス 伊勢崎市民サクスデー

市内に在学の小・中学生および在住の65歳以上の人を、公式戦に無料で招待します。それ以外で市内に在住の人は、入場料が半額(650円)になります。

【福井ミラクルエレファント戦】
期日 7月18日(土)
時間 午後1時試合開始
会場 市野球場
入場方法 小・中学生はチケット売り場で学校名を言ってください。65歳以上の人は住所・年齢を証明できる物を、それ以外の人は住所を証明できる物を、チケット売り場で提示してください
問い合わせ スポーツ振興課(☎27-2747)



機織り体験
 文化財保護課(☎75-6672)
期日 7月13日・27日・8月10日・24日の月曜日
時間 午前9時～午後3時
会場 餅の郷(市民交流館)
定員 各日15人(先着順)
内容 高機を使って絹糸のコースターを3枚織ります
参加料 700円(材料費)
申し込み 7月8日(水)午前9時から電話で文化財保護課へ

催し



10月1日 国勢調査

伊勢崎オート

売上金は機械工業の振興・社会福祉の増進などに広く役立てられています
☎24-5780 <http://isesaki-auto.jp/>

- ◆トータルゼータエンジニアリング杯 GII稲妻賞争奪戦(ナイター開催)
7/8・9・10・11・12
- ◆船橋オート場外発売(10R制)
7/8・9・10・11・12
- ◆山陽オート場外発売
7/13・14・15・16
- ◆川口オート場外発売 GI第39回キューボラ杯
7/18・19・20・21・22

- ◆飯塚オート場外発売(ナイター開催・10R制)
7/18・19・20・21・22
- ◆第37回サマーランド杯争奪戦(ナイター開催)
7/23・24・25・26

キッズバイク教室 7/12

詳しくは [伊勢崎オートキッズバイク](#) で [検索](#)

スポーツ

スポーツリーダー養成講習会 スポーツ少年団認定員養成講習会

● **スポーツ振興課(☎27-2747)**
 期日 11月28日(土)・29日(日)
 時間 午前9時～午後6時
 会場 ふるハート交流館(玉村町)
 対象 スポーツ少年団に登録している指導者、平成28年度に新規登録予定の指導者
 定員 100人(先着順)
 ※1団体につき2人まで参加できます
 内容 日本スポーツ少年団指導者制度に基づく11科目14時間の集合講習と21時間の自宅学習
 参加料 3240円(テキスト代など)
 申し込み 7月24日(金)までに直接スポーツ振興課へ

市民バドミントン選手権大会(ダブルス)

● **スポーツ振興課(☎27-2747)**
 期日 7月26日(日)
 時間 午前9時開会
 会場 市民体育館
 対象 次のいずれかに該当する中学生以上の人

● 市内に在住または在勤・在学の人
 ● 市バドミントン協会加盟クラブ員
 ※協会に登録していない人は登録してから参加してください。登録料は1000円です

市民水泳大会

● **スポーツ振興課(☎27-2747)**
 期日 8月2日(日)
 時間 午前8時30分開会
 会場 市民プール
 対象 市内・玉村町に在住または在勤・在学の人、市内のスイミングクラブ会員
 種目
 ● 小学生の部 自由形・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライの各50メートルと200メートルリレー
 ● 中学生の部・高校生の部 自由形50メートルと100メ

市民登山教室

● **スポーツ振興課(☎27-2747)**
 期日 9月10日(木)・24日(木)(全2回)
 時間 午後7時～9時
 会場 宮郷公民館
 (実技)
 期日 10月4日(日)
 時間 午前5時市役所集合・出発
 ※午後8時帰着予定
 行き先 乗鞍岳(長野県)
 ※畳平周辺を散策し、剣ヶ峰まで歩きます
 対象 市内に在住または在勤の70歳くらいまでの人で、4時間程度歩ける人
 定員 40人(先着順)

市民の善意

参加料 6000円(バス代、保険料など)
 ※中学生以下は4000円
 申し込み 7月8日(水)から31日(金)までに参加料を添えてスポーツ振興課へ
 問い合わせ 伊勢崎山岳会(☎0896・下山)

秘書課(☎27-2700)

次の皆さんから、寄付・寄贈がありました。ありがとうございました。
 ● 赤城リフレッシュクラブから福祉事業基金へ10万円
 ● 伊勢崎南ひまわりダンスクラブから福祉事業基金へ3万円
 ● 栗原主一さん(茂呂南町)から市民体育館へジュニア用綱引きロープ一式
 ● (有)アライから「富岡製糸場と絹産業遺産群」世界遺産一覧表記載認定書用の額2枚
 ● 星野長生さん(上諏訪町)から福祉事業基金へ1万2972円
 ● 境中三三会から境図書館へ朗読CD14枚
 ● 伊勢崎測量設計業協同組合から養護老人ホームへタオル140枚

広告のページ



いせさき 絹遺産を訪ねて

●問い合わせ
文化財保護課 ☎(75)6672

第4回

『境街糸市繁昌之図』と金井研香



『境街糸市繁昌之図』は、旧境町の糸市のにぎわいを描いた淡彩画です。1866年(慶応2年)に島村の画家、金井研香によって描かれました。境町の市は1645年(正保2年)に始まったと考えられています。月6回開かれたことから、「六斎市」と呼ばれていました。当初は地域の農民が米や野菜、まき、炭などを扱う雑市のような性格が強かったようですが、18世紀に入ると、絹糸を扱う特産物の市になっていきました。

1859年(安政6年)に横浜港が開港すると、海外市場からの需要により、日本の生糸は盛んに外国に輸出されるようになります。境町の糸市もかつてない繁栄を迎えました。『境街糸市繁昌之図』には、江戸の儒学者、寺門静軒が書いた文章が添えられています。その一節に「洋銀は地に鋪いて殆ど水の如し」「外貨が地面いっぱい、水のようにあふれている」という表現があり、糸市の繁盛ぶりが分かります。当時の人々の生活が絵の中で生き生きと描かれた、貴重な史料となっています。

この絵を描いた金井研香は、島村生まれの画家である金井烏洲の弟にあたります。江戸に出て画家の谷文晁や春木南湖の下で絵を学んだ研香は、田島弥平が著した『養蚕新論』『続養蚕新論』の挿絵も描いています。蚕種製造業が盛んな島村出身の研香ならではの、その巧みな挿絵は、多くの養蚕家にとって、弥平が提唱する養蚕法を理解するための大きな助けとなりました。



▲市指定重要文化財『境街糸市繁昌之図』(赤堀歴史民俗資料館蔵)



▶大量の糸を馬の背に積み込んで運ぶ馬方(運送業者)



◀てんびんやそろばんを手に糸を売買する商人の姿などが、生き生きと表現されている

編集後記

今回取材した赤堀中学校は、生徒数が800人に迫る大規模校です。増加する生徒に対応するため、新築・移転されました。完成したばかりの3月に行われた内覧会でも写真撮影に行きましたが、4月になって主役である生徒を迎えて、新校舎も今はどこか満足げな様子。驚いたのは、生徒の登校の様子を撮影に行ったときのことです。朝7時半には多くの生徒が登校し、部活動の朝練習に励んでいました。伸び伸びと元気に学校生活を送る生徒の皆さんの活躍が、楽しみになりました。(し)



いきいき公民館 自慢のサークル紹介

第39回 三郷公民館



サークル名 三郷水墨画サークル

- 活動状況は？
▶月2回
- 活動場所は？
▶三郷公民館
- メンバーは？
▶15人

先生の絵をお手本に、風景画や花の絵などを描きながら水墨画の基本を学んでいます。水墨画の魅力は、その奥の深さ。ただ黒だけではなく、墨の濃淡の使い分けで変化をつけて描きます。作品は公民館で開かれる住民作品展や3月の公民館合同作品展で展示するほか、定期的に地域の医療機関でも展示してもらっています。年1回の、総会を兼ねたバスでの日帰り研修も楽しみの一つです。